

第2回 第九次東大和市男女共同参画推進審議会 会議録（概要）

日 時	令和3年10月21日（木曜日）午後7時～8時30分
場 所	中央公民館2階 201
出席委員	杉野委員、外池委員、西委員、渡瀬委員、内田委員、鈴木委員、岡田委員、奥田委員、佐近委員、野口委員、濱田(綾)委員、濱田(裕)委員
欠席委員	0名
事務局	市民部長、地域振興課長、消費・共同参画係
会議の種別	公開
傍聴者数	0名
会議次第	別紙のとおり
事前配布	・第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）令和2年度年次報告書（推進状況調査報告書）の答申に関する意見書の提出依頼について ・第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）令和2年度年次報告書（推進状況調査報告書）の答申に関する意見書 ・進捗状況のまとめの確認方法について ・第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）令和2年度推進状況のまとめ
配布資料	・第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）令和2年度年次報告書（推進状況調査報告書）の答申に関する意見書のまとめ ・第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）令和2年度推進状況のまとめ〔令和3年10月21日第2回第九次東大和市男女共同参画推進審議会〈当日配布版〉〕 ・第三次東大和市男女共同参画推進計画 新旧対照表【計画の構成】

副会長挨拶

市民部長挨拶

1 審議事項

第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）令和2年度年次報告書（推進状況調査報告書）における答申の骨子について

副会長：第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）令和2年度年次報告書（推進状況調査報告書）における答申の骨子について事務局から説明をお願いします。

事務局：「第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）令和2年度年次報告書（推進状況調査報告書）における答申の骨子について」ご説明いたします。

まず、令和2年度年次報告書における答申の骨子のご説明の前に、資料6「第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）令和2年度推進状況のまとめ〔令和3年10月21日第2回第九次東大和市男女共同参画推進審議会〈当日配布版〉〕」をご覧ください。事前に皆様に配布させていただきました資料4「第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）令和2年度推進状況のまとめ」から、再度内容を精査し、表現の変更や文言の整理、皆様からいただいた意見の中で反映できるものについては反映させていただきました。事前に配布したものと変更になっている箇所については、ゴシック体及び下線としており、最新版として配布させていただきましたのでご活用ください。

令和2年度の年次報告書については、第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）の最終報

告書となります。今回答申していただく内容は、最終答申として、令和3年4月から新たに推進しております第三次東大和市男女共同参画推進計画において重点的に取組んでほしい項目として、事業に反映していきたいと考えております。

次に、改めて第二次の推進計画と第三次の推進計画についてご説明させていただきます。

前年度の審議会では、第二次の推進計画における平成23年度から平成31年度までの取組みについてご審議いただき、第二次の推進計画の総括として、答申をいただきました。この答申を反映して、第三次の推進計画を令和3年3月に策定をいたしました。1つ1つの答申の内容が、どこに反映しているかについての説明は割愛させていただきますが、答申における取組事業については、全て第二次の計画から第三次の計画に反映しております。参考といたしまして、資料7「新旧対照表」を配布させていただいております。第二次の推進計画で実施した取組みの中で、達成できたものや市に裁量がない取組み、男女共同参画の取組みとして行わない等で、第三次の推進計画に計上しなかったものについては、最後に記載しております。皆様からいただいたご意見のなかに、第三次に計上しなかった取組みに対してのご意見もいただきましたが、今回の答申に反映できないことから、貴重なご意見としていただくのみとなることをご了承いただければと思います。

このことを踏まえていただきながら、市長より「第二次東大和市男女共同参画推進計画(改訂版)令和2年度年次報告書について」と諮問がされたことに伴い、本日の審議会から答申に向けて審議していただくこととなりますので、改めてよろしく申し上げます。本日は「第二次東大和市男女共同参画推進計画(改訂版)令和2年度年次報告書(推進状況調査報告書)」の答申における骨子を固める作業となります。

今回は事前に令和2年度の取組実績について、目標ごとにご意見をいただき、本日、お手元に資料5として「第二次東大和市男女共同参画推進計画(改訂版)令和2年度年次報告書(推進状況調査報告書)の答申に関する意見書まとめ」として配布させていただいております。資料5をご覧ください。皆様からいただきました意見の内容を振り分け、取組実績に関わる情報の提供や報告書の加除修正に関するご意見については、主管課への確認事項欄に事務局の対応や主管課からの回答を記載させていただいております。また、目標ごとのキーワード欄においては、ご意見の中で答申の骨子になりうると思われるキーワードを列举させていただいております。今後作成していく令和2年度の答申の基となる骨子の内容を固める際の参考としていただき、様々なご意見をいただければと思います。また、本日の結果を基に、次回の審議会でご答申(案)をお示ししたいと考えております。事務局からの説明は以上です。

副会長：本日は、今後作成していく答申の基となる骨子の内容を固めていきたいと思っております。

委員：その前に今日、議論を固めるのに1時間では無理がある。次回まとめるのは酷ではないですか。一番大事なものは議論です。

委員：議論が煮詰まらない。

副会長：今回、やり方を変えています。これで進めてみて、新たな問題点が見えてくる。今回はこれで進めませんか。

委員：難しいと思えますよ。

委員：評価の話がでましたが、★2つと3つの違いとかは、計量的な目標がないので分からない。★3つは100%あるいは120%、では★2つはどのように評価しているのか違いが分からない。★1つの検討が必要は、やらなかったと理解すればいいのか。●2つ「配慮はしたが、実施する上でさらに工夫が必要」は、やらなかったと言っていると思った。検討が必要とは、結局やらなかったということですね。

事務局：資料3をご覧ください。実施しないものについては☆、○になります。検討が必要や、配慮がで

きず検討が必要は、実施はしたけど配慮しなかった、配慮ができないもの、検討せずにやってしまったものが●になります。関連の分野につきましては、今後、男女共同参画の観点から配慮して実施して欲しい、という評価になります。主目的についての2つ3つの評価は、概ね順調でもっとできるものが★2つ、項目に対して達成したものは★3で自己評価をつけています。

委員：実施はしたけれど検討が必要、というのがよく分からない。

委員：★の件ですが、審議会等の男女比率の改善については、目標数値30%を立てていました。第三次の計画では、審議会等でのご意見があつて、40%に引き上げています。今回の評価では、比率が下がったにも関わらず★2つ。★1つと★2つが分かりにくい。概ね順調またはほぼ達成に入っているが、いかがなものでしょうか。

事務局：男女比率が31年度は29.1%、令和2年度は28.5%で下がっております。ただ、自己評価は、その項目についての評価なので、前年度と比較したものではありません。トータルの目標は30%なので、ほぼ達成できているが、さらに工夫が必要で、目標の30%に到達するようにしなければいけない、としての自己評価となっている。

委員：前年度と比較するものではないとありましたが、30%と数字を出して、前年度、前々年度ではなく、年度年度で上がっていく目標でありまして、下がったのに頑張ったと言えるのか。非常に疑問があります。

事務局：年度ごとにといわれますと、難しいところもあると事務局は考えています。審議会というのは、毎年毎年改選が行われるもの、行われぬものがあります。そこによって、率が上がる年、下がる年がある。我々は、審議会の改正時に男女共同参画の観点から、なるべく多くの女性委員を選出していただけるようお願いはしているが、なかなかうまく反映できてないと考えています。

委員：2年度実績となっていますから、年度ごと上っていくのが望ましいですが、2年度実績を見ると30%に対して28.5%となっています。100%ではないですけど、考えとしては妥当だと思います。項目がたくさんあるので、ほかのところと整合性がとれているのか、というところで議論しているのかなと思います。

副会長：ありがとうございます。先に進めてもいいですか。

委員：大事なところですよ。何年までに何%にしないと、なかなか目標が達成できない。

委員：今の意見に対して、30%の目標があるから、この中に何年度までにとか文言を入れるのは可能ですか。

事務局：30%以上を決めたのは平成23年。今回40%を入れさせていただいた。40%は計画の目標なので10年後、何年度までにはではなく計画の目標なので、計画が終わるまでに40%と思っています。第三次の計画が終わるまでに40%にするということで、主管課の改選時期に合わせ、40%に持っていくために、年度ごとに目標は立てれると思う。計画としての目標は10年間。計画終了までに40%が正しいと理解しています。

委員：前はそういった言い方はなかった。

事務局：40%は審議会の中で決めていただいたので、事務局がどう進めて行くかは、計画の中で40%にもっていく話でした。

委員：今、段階でとありましたが、今年度でもいいのですよね。男女共同の象徴的な数字が出てくるので、非常に大事な項目です。

委員：女性の審議会を増やすために各課に働きかける時に、何で女性の審議委員を選ばなかったのか理由を合わせて聞くなどをしてほしいのでは。

事務局：ありがとうございます。

委員：当て職がかなり多く占めている。

委員：当て職だということであれば、副が逆の方になるよう変えていただく。当て職と回答があればアドバイスをしていき、女性が増えていくようにしていく。

事務局：ありがとうございます。

副会長：目標1から順番に検討していきたいと思います。目標1「あらゆる分野への男女共同参画」のキーワードについて、事務局から説明をお願いします。

事務局：目標1「あらゆる分野への男女共同参画」については、1ページから3ページに記載があるよう、課題1から課題3まで、広く様々な事業についてご意見をいただきました。挙げさせていただいたキーワードは、計画の課題名や事業名と重複してしまっていますが、「審議会等の男女比率の改善」「女性教諭に対する管理職試験の奨励」「市職員の女性管理職への登用」「教育の場における男女共同参画の推進」「性別や年齢に関わらず、誰もが地域活動に参画できる環境づくりの推進」をキーワードとして挙げさせていただきました。

目標1につきましては、特に何を答申のポイントにするのかについてご審議いただければと存じます。事務局からの説明は以上です。

副会長：目標1についての答申の骨子について、ご意見があればお願いします。

委員：No. 16「防災分野の女性の参画」は急ぎだと思います。女性リーダーの研修をやった方が良い。訓練はあるが研修はないので、入れることによって少しでも補える。

副会長：研修というキーワードが出ました。みなさんこのようなご意見でよろしいですか。

委員：「防災リーダーはコロナでできなかった」とありますが、女性リーダー、副リーダーと行動を起こすような体制を整える。防災分野の組織の中での女性の位置付けを確立するとかも考えたほうが良い。

委員：防災はコロナで集まりができない。集まりができるようになっていくと、中学校区で防災訓練の中で、女性のためのリーダー講座などを、女性が集まりやすい場所、出掛けやすいところでやれば、1人でも2人でも興味を持っていただければ、リーダーになっていただけたらと思う。

副会長：ありがとうございました。他に何かございますか。

委員：「市職員の女性管理職への登用促進」は全体の男女比率が分からないと議論ができない。審議会の比率とは違い時間かかる。慎重に考えなければならない。

事務局：新職員数について、資料6 No. 3「女性管理職への登用促進」の2年度実績のところに、参考として追記をさせていただきました。係長職についてのお話がありましたが、令和3年4月1日現在、係長職の女性の割合は20%になっております。前年度との比較では、若干上昇しております。

副会長：ありがとうございます。

委員：No. 11「各学校の教育目標や指導内容の充実」は高く評価しますが、子どもたちの反響はどうでしたか。

事務局：今回の答申については、令和2年度の答申を令和3年度に活かしていく、ということになっています。No. 11とNo. 13は、東京都の教育目標であって、市に裁量がないため、第3次では取組みを行わない項目になっております。ただ、貴重なご意見なので主管課にはお伝えします。

委員：No. 3「女性管理職への登用促進」について、女性比率、男性比率を入れていただいたのですが、登用率を入れられませんか。

副会長：ほかにご意見ありませんか。これらを答申の骨子として進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

次に、目標2「互いの人権尊重」のキーワードについて事務局から説明をお願いします。

事務局：資料5の3ページ及び4ページをご覧ください。

目標2「互いの人権の尊重」につきましては、課題2「配偶者からの暴力の防止」に係る事業についてのご意見を多くいただきましたので、「DV防止に向けた広報」「DV被害者支援のための関係

機関との連携」というキーワードを記載いたしました。

また、啓発活動における事業内容や周知方法に対する御意見をいただきましたので、「啓発の工夫」を記載させていただきました。事務局からの説明は以上です。

副会長：目標2についての答申の骨子について、ご意見あればお願いします。

委員：No. 3 2「関係機関との連携の強化」について、関係機関との連携は非常に大事です。今までの審議の中でも難しいところがあった。関係機関は具体的にどういう所になりますか。

事務局：警察、弁護士会などを考えています。

委員：どちらですか。関係機関の連携がとれていないなら、とった方がいいのではないかと書いたのですが、すでに警察、弁護士会との連携を考えているのでしょうか。

事務局：皆様にご審議していただいている内容は、令和2年度の実績のことですので、触れていないことですが、令和3年の7月から「女性のための法律相談」を開始しました。そういったものをさらに深めていければと思います。

事務局：1点補足させていただきます。女性の法律相談をきっかけにDV法律相談のためのカードなど、多方面で連携を図らせていただければと思っています。

委員：No. 3 9「男女共同参画川柳等の募集」は16回ということですが、次の川柳に変わるもの考えたほうがいい。

事務局：啓発に対する工夫のご意見ですが、令和2年度の実績なので、そのように書かせていただきました。令和3年度は、川柳は行いません。男女共同参画フェスタも行いません。どんどん我々の方でも啓発を工夫して行こうと考えています。

委員：キーワードの問題ですが、女性のための法律相談の開催はすばらしいことだと思います。周知のための広報も啓発するのもいいと思います。

ただ、まず一番大事なのは支援体制充実。キーワードとしては、支援体制充実でその中の1つとして、関係機関との連携をやっていただきたい。現場に現われているDV、被害者をいかに支援していくか、そういう視点から始めたほうがいい。

副会長：ほかにご意見ありませんか。これらを答申の骨子として進めていきたいと思いますが、よろしいですか。続きまして、目標3「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」のキーワードについて、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料5の4ページをご覧ください。目標3「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」ですが、目標1、2と比較すると、事業No. 5 5「父親ハンドブックの配布」への意見が集中しており、父親の育児参加の重要性に関するご意見をいただきましたので、「父親の育児参加の促進」というキーワードを記載いたしました。キーワードとしては1点のみの記載となっておりますが、他に追加する必要があるのかご審議いただければと思います。事務局からの説明は以上です。

副会長：目標3についての答申の骨子について、ご意見あればお願いします。

委員：条例には事業者の責務とありますよね。事業者自身に対する事業はとても大事。ワーク・ライフ・バランスは事業者も大事なわけで、事業者の責務がない。

事務局：事業者への責務ということで、第三次推進計画の81ページに「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例」があります。82ページの第6条に事業者の責務が載っています。市としての取組みが難しいようですが、審議会で事業者に対しての取組みもということで、令和2年度の実績を受けて答申をいただくことで、第三次計画に反映していただくかたちで各主管課へ伝えていくことになる。審議会の皆様のご意見として、事業者の事を取組んだ方がいいのであれば、キーワードの一つとして加えていただければと考えています。

副会長：「事業者の責務」というキーワードが出てきました。ほかにご意見ありませんか。

これらを答申の骨子として進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

委員：No. 7 4 「女性の能力開発・向上の支援」については、平成31年度も令和2年度も★1つなので、他自治体のように子育て・介護・地域活動に携わってきた人に話を聞くなど、身近なところに集まって啓発をしているなどの話を聞くので、骨子の一つとしては必要だと思います。

会長：ほかにご意見ありませんか。

これらを答申の骨子として進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

副会長：続きまして、目標4「男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実」のキーワードについて、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料5の5ページをご覧ください。目標4「男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実」ですが、No.8 1「男女共同参画担当組織の充実」について、さらなる体制への整備及び充実についてのご意見をいただきました。

また、No.8 4「男女共同参画推進拠点の整備」に対して、拠点の整備の実現へのご意見がありました。これらのことから、目標4につきましては、「男女共同参画担当組織の充実」及び「拠点の整備、設置」という2つのキーワードを挙げさせていただきました。事務局からの説明は以上です。

副会長：目標4の答申の骨子について、ご意見あればお願いします。

委員：No. 8 1「男女共同参画担当組織の充実」について、共同参画の単独の係をぜひやって欲しい。市民に見える組織は必要だと思いますので、お願いしたい。

No. 8 4「男女共同参画推進拠点の整備」のできない理由が、東大和市の公共施設等の総合管理計画でコンパクトにまとめようと。分かりますが、男女共同参画はこれからますます必要になる。条例の16条に拠点となる施設の整備とある。条例に載っているなので、実現に向けてお願いします。

委員：他市の男女共同参画拠点を見学しましたが、参考にして東大和市もしてほしい。

副会長：ありがとうございます。「組織の充実、拠点の整備・設置について、さらに充実を求める」ということでよろしいでしょうか。

委員：進捗管理についてですが、PDCAサイクルで、計画を評価し、次年度の推進に活かすとされていますが、例えば平成31年度の年次報告の出来上がりは令和2年12月で、次年度が3か月しか残っていない段階で、報告書が出来上がっている。次年度の事業推進には、まったく反映されていない。ただ現実的に考えて、評価を作るのに、すぐ出来るというものではないので、非常に悩ましい問題だなと思っています。どうなのですか。

事務局：おっしゃるとおりでございます。令和2年度の実績は、令和3年度は半年を過ぎていまして、ここに反映するのは難しい。答申していただいたものは、翌々年度の事業に反映するようになってしまう。ただ、皆様のご意見をいただきながら、男女共同参画を推進していくにあたっては、きちんと反映させていきたいと思っています。

委員：評価の依頼をする時に、「平成31年度を参考にしてください」ではなく、「前年度を参考にしてください」など工夫をしていただけたらと思います。

事務局：ありがとうございます。第三次の計画には「PDCAサイクルを回していきます」と書いてありますが、進捗方法の確立がまだ出来ていない。今年度の後半に、事務局で考えている案をお示し、皆様と一緒に進捗管理方法を考えていきたいと思っています。11月に答申案をお話しさせていただき、その後、進捗管理方法も一緒に決めていきたいと思っています。

委員：今回、第二次計画の最終年度の答申をやる時に、ステージが第二次です。今年度からやっているのは第三次で、ステージが違う。同じステージの中であれば、1年遅れでも取組みやすい。第二次の最終年度をどのように反映するか、答申になると溶け込みにくい。工夫が必要だと思います。

事務局：ありがとうございます。どのように第三次の方に反映していくか工夫が必要だと思います。資料

7の最後を書いてある、第3次には反映できなかったもの以外のご意見であれば、第三次のどこかの取組みの中に入っています。

委員：第二次の初年度から9年間分の総括をして答申を出して、第三次の計画に反映させて、第二次の1年分が9年分の中に溶け込んでいる気がする。違いをどのように出して答申を出すか非常に難しい。

事務局：議論いただいて、キーワードを出していただいたと思います。それをもとに答申案を作っていると思います。

副会長：皆さん、ご意見ありがとうございました。

目標1から目標4まで、様々なご意見いただきましたが、これらを答申の骨子として進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、事務局には、本日の骨子に基づいて、次回の審議会で答申（案）をお示しいただくようお願いいたします。

2 連絡事項

(1) 令和3年度「男女共同参画推進フォーラム」について

(2) 次回審議会の開催予定について

日時：令和3年11月18日（木）午後7時～

場所：市役所 会議棟1階 第1会議室

副会長：以上をもちまして、本日の議題が全て終了いたしました。

これをもちまして、第2回第九次東大和市男女共同参画推進審議会を終了いたします。お疲れ様でした。